◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　業務名　特許庁総合庁舎改修⑭設計業務
⑵　業務内容　本業務は、建設後約25年を経過した特許庁総合庁舎について、老朽化した空調機・エレベーター等の設備の更新、既存アスベストの除去、執務室の再配置等の内装の全面リニューアルの設計等を行うものである。
⑶　履行期間　契約締結の翌日から平成27年10月30日まで
2　申請の時期
平成26年６月６日から平成26年６月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成26年６月17日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、平成26年６月６日から国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係（東京都千代田区霞が関２－１－２中央合同庁舎第２号館13階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、特許庁総合庁舎改修⑭設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成25・26年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑤　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
⑥　平成26年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、特許庁総合庁舎改修⑭設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、特許庁総合庁舎改修⑭設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、特許庁総合庁舎改修⑭設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における設計共同方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省営管発第447号、建設省営建発第68号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「特許庁総合庁舎改修⑭設計業務△△・××共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成26年６月６日付け支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成 26 年６月６日
独立行政法人国立病院機構
名古屋医療センター院長　直江　知樹
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　23
○第 07107 号（№07107）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　導入計画物品及び数量　病院情報システム　１式
⑶　調達方法　購入
⑷　導入予定時期　平成27年度第２・四半期
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
①　本システムは、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センターにおける診療業務及び経営管理業務を総合的に支援するためのもので、電子カルテ・オーダリングシステム（カルテ入力、カルテ参照、検査結果参照、診療予約、検査予約、手術予約、処方指示、注射指示、服薬指導指示、処置指示、手術指示、検査指示、放射線指示、リハビリ指示、食事指示、栄養指導指示、入退院指示、病棟移動指示、看護指示、ＤＰＣ指示、クリティカルパス、病名指示等）、部門システム（医事会計、ＤＰＣ請求、自動再来受付、診療費管理、債権管理、自動精算機、統計システム、データウェアハウス（電子カルテ・医事システム）、がん登録システム、病歴管理システム、院内表示システム、文書管理システム、レセプトチェックシステム、物流管理システム、調剤支援（処方監査、調剤機器接続、薬剤情報、注射調剤等）、薬剤管理指導、血液製剤、検体検査支援（生化学・血液・血清・一般・外注等検査、試薬在庫管理、採血管準備、細菌検査、感染管理、病理検査等）、看護支援（看護計画、看護記録、医療安全管理、看護勤務管理、医療人事等）、リハビリ、栄養管理、内視鏡、放射線科（ＲＩＳ、ＰＡＣＳ、レポートシステム、治療ＲＩＳ、動画サーバー、画像再構成サーバー）、手術室、眼科、歯科、耳鼻咽喉科、整形外科、血液透析部門システム、医療機器管理システム、各部門勤務管理システム、周産期監視、救急外来部門システム、心臓外科手術データベースシステム、人工心肺データベースシステム、ペースメーカーデータベースシステム、ＰＣＰＳ自動記録、トリアージシステム・災害モード携帯呼出システムの業務全般にわたり総合的に管理、参照、運営が行えるマルチベンダー指向のシステムであること。